

奈良市音^{おん}声^{じょう}館条例（抜粋）

（目的及び設置）

第 1 条 伝統的な芸能から現代的な芸術表現まで、あらゆる文化活動の振興を通じ市民及び団体の交流を創出し、もって市民の文化の向上及び市の魅力発信に資するため、音^{おん}声^{じょう}館（以下「館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市音 ^{おん} 声 ^{じょう} 館	奈良市鳴川町 3 2 番地の 1

（事業）

第 3 条 館においては、次に掲げる事業を行う。

- （1） 伝統的な芸能の継承及び発展並びにその他芸術文化の振興に関すること。
- （2） 生活文化の振興に関すること。
- （3） 実演芸術をはじめとした文化に触れる機会の提供及び文化による交流創出に関すること。
- （4） その他館の設置目的を達成するために必要な事業

（指定管理者）

第 3 条の 2 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次に掲げる館の管理に関する業務を同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- （1） 前条に規定する事業の実施に関すること。
- （2） 館の使用承認及び使用制限に関すること。
- （3） 館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関すること。
- （4） その他市長が定めること。

2 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の定めるところにより、館を管理しなければならない。

（開館時間）

第 3 条の 3 館の開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、別表に掲

げる施設の使用については、午後 9 時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条の 4 館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日）
- (2) 休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び休日に当たるときを除く。）
- (3) 12 月 26 日から翌年 1 月 5 日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認める場合は、あらかじめ市長の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

(使用承認)

第 4 条 館を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の承認に際し、館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

(使用の不承認)

第 5 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第 6 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、

又は使用することが不適当と認められるとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、公益上又は管理上指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第7条 館の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったとき、その他市長がやむを得ない理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(特別の設備等)

第11条 使用者は、館のホールの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をした場合は、館のホールの使用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長又は指定管理者がこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第12条 館を利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(行為の禁止)

第 14 条 館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入館の禁止等)

第 15 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。